

令和4(2022)年度女性が働きやすい企業推進事業働く女性にエール！カフェ業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県が発注する女性が働きやすい企業推進事業働く女性にエール！カフェを受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 目的

本業務は、すべての県民が生き生きと多様な働き方を選択し、仕事と家庭の両立を図ることができる社会を実現するために、県内企業における女性が働きやすい環境づくりの取組を支援する。

2 委託内容

女性活躍推進に取り組む企業の人事労務担当者や女性職員等を対象に、参加者の新たな気づきを促し、女性が働きやすい環境づくりへの理解を深めるためのセミナー及び意見交換ワークショップをオンラインで開催する。

(1) 受講対象者は、主に、企業内で女性活躍推進に取り組む人事労務担当者や女性職員等とする。

(2) オンラインにより2回開催し、各回30名の参加を目標とすること。

(3) 各回の内容は次のとおりとする。

- ・セミナー

- ・意見交換ワークショップ

(4) セミナーについては、女性の働きやすい環境づくりへの理解促進や意見交換ワークショップでの活発な意見交換につながるような内容（例：講義・事例発表等）とすること。

(5) 意見交換ワークショップについては、参加者がグループに分かれ、活発に意見交換ができる内容（例：ワールドカフェ方式等）とし、ファシリテーターを8名程度配置すること。

(6) 開催時期、セミナー及びワークショップ等の内容、講師の人選等、具体的な実施方法については、栃木県と協議の上、決定すること。

(7) 参加者の募集、講師との連絡調整、当日資料の作成・配布、当日の運営等、開催に当たり必要なもの一切を行うこと。

3 事業運営状況に係る栃木県への提出書類

(1) 実施した事業の実績報告書及びアンケート結果を提出すること。

(2) 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。

(3) 受託者は、委託料を請求する際は、業務の実績に応じ、請求書を提出すること。

(4) その他、栃木県が必要と認める書類がある場合には、求めに応じて提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、参加者及び参加企業等（その従業員を含む。）に関する情報については、細心の注意をもって取り扱い、第三者に漏らしてはならない。

5 その他

- (1) 受託者は、栃木県個人情報保護条例、個人情報保護法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 事業の成果は委託元の栃木県に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。
- (3) 事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において栃木県と受託者が協議を重ねながら実施すること。
- (4) 受託者は、本事業の他に他機関から類似事業を受託している場合には、事業内容が重複しないよう配慮すること。
- (5) 受託者は、事業の実施を他の企業等にそのまま委託することはできないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、栃木県と協議の上、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務を実施するに当たって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項であっても、栃木県が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (9) 本事業は、国の「地方創生推進交付金」を活用した事業であるため、次のことについて留意する。
 - ア 機器・器具等の調達に要する経費
必要となる機械・器具等（消耗品を除く。）については、リースやレンタルで対応すること。
 - イ 関係書類の整備
本事業は、会計検査院による実地検査の対象となるため、関係書類は事業終了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、会計検査院による実地検査が行われる際は、栃木県の求めに応じ、関係書類の提出等を行うこと。
- (10) 本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の上実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、実施時期、実施回数及び実施方法等の変更を要するときは、栃木県と協議の上、変更することができるものとする。